

# 屋島小学校 PTA 実行委員会 規約（案）

## 第1章 総則

### 第1条 [実行委員会とは]

実行委員会(以下、「本会」という)とは、イベント等を実施する場合に屋島小学校 PTA 会員(以下、「PTA 会員」という)で構成され、イベント等の主催者となり主体的且つ本会の責任の基に運営管理する集団である

### 第2条 [立ち上げ]

所定の応募フォームを用いてイベント等の企画書を屋島小学校 PTA 本部(以下、「本部」という)へ提出し、屋島小学校 PTA 評議委員会(以下、「評議委員会」という)の承認日を以て発足・解散とする。

### 第3条 [目的]

屋島小学校児童、児童保護者、PTA 会員が安全に楽しめるイベント実施を目的とする。

### 第4条 [活動内容]

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) イベント等の実施に必要な計画の策定に関すること。
- (2) イベント等の企画や運営に関すること。
- (3) 本部・学校との連絡調整に関すること。
- (4) その他前述の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 第5条 [禁止活動]

本会は、以下に該当する活動を禁止する。

- (1) 特定の政治団体や宗教団体に偏った中立性の無い活動。
- (2) 屋島小学校及び屋島小学校 PTA の信用を失墜させることを目的とした活動。
- (3) 名誉毀損・誹謗中傷・差別・社会的精神的損害の伴う活動。
- (4) 学校運営を妨げる活動。
- (5) 上記の他、学校教育法及び日本国憲法に反する一切の活動。

## 第2章 組織

### 第6条 [委員構成]

本会は以下の役員を任意の方法で選出する。任期は運営管理するイベント等が終了するまでとする。また委員長と本部で協議の上、副委員長以上に本部役員を1名以上派遣する。

委員長：1名

副委員長：1名以上

監事：2名（副委員長との兼任可）

#### 第7条 [役員職務]

委員長は、本会を代表し、会務を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行することができる。監事は本会の経理を監査する。

#### 第8条 [委員解任]

委員が次に掲げる事由に該当したときは、その者の意思に関わらず委員長は役員と相談の上、本会から解任することができる。

- (1) 本会及び所属委員の名誉を著しく毀損したとき又は他の人の権利を著しく害する行為をしたとき。
- (2) 自己に割り当てられた役割を放棄する等、委員としての責務を果たさないと判断される時。
- (3) やむを得ない事情により、委員からの辞任の申出があったとき。

#### 第9条 [任期]

役員任期は、本会の解散までとする。

### 第3章 会計

#### 第10条 [経費]

本会の経費は、次に掲げるもの。

- (1) 経費は、イベント活動費(旧バザール繰越金)から拠出し、必要に応じてPTA会費からも拠出する。
- (2) 収支予算は、評議委員会によって決議され、収支決算はイベント終了後の評議委員会において会計によって報告され、評議委員会の承認を得なければならない。
- (3) 本会が解散のとき、収益にマイナスが生じた場合は、評議委員会の事前承認の上でPTA会費より支出計上を依頼・精算する。また残余財産が発生した場合は屋島小学校PTAに帰属するものとする。

#### 第11条 [会計期間]

本会の会計期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、評議委員会において本会の解散が承認された場合、承認日を以て終了する。

### 第4章 解散

#### 第12条 [解散]

本会は運営するイベント等の終了後、評議委員会の承認を以て解散とする。

### 第5章 補則

#### 第13条 [発足から解散までの流れ]

本会は以下を参考に企画運営する。

- (1) 企画立案・予算案作成。
- (2) 評議委員会にて発足・承認を受ける。
- (3) イベント運営メンバー募集。
- (4) イベント終了後、参加者へフィードバックアンケートを必要に応じて実施・会計締め。
- (5) 評議委員会にてイベントのアンケート結果報告及び収支報告。
- (6) 上記報告を以て本会解散。

#### 第14条 [留意事項]

本会運営にあたり、以下の各号を留意し運営する。

- (1) 企画についてはイベントの目的と共に「イベント対象者」「イベント内容」「イベント開催時期」を明確にする。
- (2) 予算案については「イベントに係る費用」と「(発生する場合は)収益見込み」を記載し、費用に関する見積書も添付する、見積書が提出できない場合はその理由を記載し、費用算出の根拠になる明確な説明をする。
- (3) 評議委員会開催日は年度始めのPTA総会にて事業計画案で提示されるので、そちらを確認しておくといよい。
- (4) 本会のメンバー募集についてはミッターメールを用いて必要に応じて募集する。
- (5) フィードバックアンケートを実施する際、本部にてフォームを手配する。質問内容に希望があれば本部に依頼する。本部はアンケート結果を集計後、集計結果を本会へ報告する。
- (6) 経費は領収書を必ず残すこと。収入に関しては明細が明確に分かるようにし、本部へ会計関連書類の提出や経費精算をイベント終了後、速やかに行う。

#### 第15条 [改正]

本会の「屋島小学校PTA実行委員会規約」は評議委員会において改正する。

本会活動を通して得た情報は「屋島小学校PTA活動個人情報取扱規定」を遵守する。

附則 本規約は令和5年 4月 1日から施行する。